

川崎市児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

令和6年6月24日 6川こ児第1334号（市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、本市が所管する児童養護施設（地域小規模児童養護施設含む）、乳児院、児童心理治療施設、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所（児発第344号平成10年4月22日厚生省児童家庭局長通知「児童自立生活援助事業の実施について」に規定するⅡ型事業所及びⅢ型事業所を除く）（以下「児童養護施設等」という。）に対して、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容の記録などを行う設備等支援を通じて、性被害防止対策を行うことを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象施設）

第2条 補助を受けることができる施設（以下「補助対象施設」という。）は、前条に掲げる児童養護施設等とする。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象となる経費は、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業（以下「補助事業」という。）の実施に直接要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助事業の対象としないものとする。

- （1） 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- （2） 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- （3） 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

（補助額）

第4条 補助事業における補助額は、補助対象施設1施設あたり、10万円と補助対象経費を比較し、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した金額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める受付期間内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) その他市長が必要と認める条件

2 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等に関し、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有する者に限る。）の受注の機会の増大を図るために、市長が別に定める方針に従い必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその条件を補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前条の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書(第4号様式)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 設備の購入や更新を行う場合、入札の実施や複数業者からの見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (2) カメラ設置の要否については、保護者や子ども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
- (3) カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
- (4) カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像(以下「映像等」という。)を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」(平成15年法律第57号)第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を順守すること。
- (5) 子どもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に提示すること。

(補助事業の遂行の指示)

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(補助事業の変更等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、補助金変更承認申請書（第 5 号様式）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助金中止・廃止承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助金実績報告書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了後に交付の申請を行い、交付の決定を受けている場合は実績報告書の提出があったものとみなすことができる。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 8 号様式）（以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。ただし、前条ただし書きに該当する場合は、交付決定額をもって補助金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

(是正のための措置)

第 16 条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 第 14 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消書（第 9 号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 18 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分等の制限)

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(関係書類の整備)

- 第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(報告)

- 第 21 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 22 条 補助事業者は、各会計年度終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、補助金消費税仕入控除税額報告書(第 10 号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。
- 2 前項の報告があつた場合には、補助事業者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、決裁日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。